

	第 9 回金山町農業委員会総会議事録 1. 開催日時 令和 6 年 2 月 2 6 日（月） 午前 9 時～ 2. 開催場所 特別会議室 3. 出席委員 全員出席 4. 議 事 ・議案第 1 9 号 農地法第 5 条の規定による賃貸借設定及び農地転用許可申請について ・議案第 2 0 号 金山町農地利用集積計画（令和 5 年度 4 号）の決定について ・議案第 2 1 号 特定農用地利用認定に係る意見について
事務局	定刻の前ではございますが皆さんお揃いですので始めさせていただきたいと思います。まず、開会のご挨拶を柴田会長代理よりお願いいたします。
柴田会長代理	はい、おはようございます。もうすぐ 3 月に入りますが、雪が消えては積もりを繰り返しこのまま 3 月半ばくらいまで続くのかなと思います。それでは第 9 回金山町農業委員会総会を開会いたします。
事務局	ありがとうございます。続きまして青柳会長代理よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。
青柳会長	おはようございます。朝早くからの会議という事でお疲れ様です。今年の冬は本当に暖冬で一か月くらい田んぼや畑の仕事が早まるのかなと思っておりましたが、また足踏み状態という事でいつも通りの作業開始になるのかなと思っております。昨日も肘折温泉の方でイベントがありましたが、雪の量が例年に比べて三分の一位しかないという事でした。なかなかの異常気象で今後の農作業も上手く進んでいかないのではないかなと感じています。また。3 月 4 日には座談会もありますので皆さんも出席してご意見をいただきたいと思います。本日は案件が沢山ありますのでよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。本日は 8 名の皆様のご出席をいただいておりますので総会が成立する事をご報告申し上げます。 次に前回の総会以降の活動報告を申し上げますので参考資料をご覧ください。 （前回の総会以降の活動を報告） 続けて、本日以降の主な行事予定を報告させていただきます。 （本日の総会以降の予定を報告）

	活動報告は以上になります。 それでは、会議規則第 5 条の規定により議長を会長にお願いし併せて議事録署名員の選任もお願いいたします。
議長	それでは議事録署名員の選任をさせていただきます。2 番長倉委員・4 番正野委員にお願いします。 それでは早々議事に入らせていただきます。議案第 19 号農地法第 5 条の規定による賃借権設定及び農地転用許可申請について事務局よりお願いします。
事務局	それではお手元の資料 1 頁目をご覧ください。議案第 19 号農地法第 5 条の規定による賃借権設定及び農地転用許可申請についてです。 (資料を読み上げ、議案第 19 号について説明) 事務局からは以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	それでは補足説明を担当の柴田委員からお願いいたします。
柴田代理	はい、7 番柴田です。本日朝に私、片桐委員、横山、事務局の福田さんと現地確認に行って参りました。場所は、〇〇〇〇さんに隣接する上流側で、話を伺い、資料にある様な構造の釣り堀を作るという事でした。ただ、あそこの土地は△△水利組合の水利を使って作業をやる事になりますので、きちんと許可をもらう必要があると思います。話は少々しておりますがそこがクリアできれば良いと思います。以上よろしくお願いいたします。
議長	それでは担当委員からの説明が終わりましたので審議をさせていただきたいと思います。皆様から質問やご意見ございませんでしょうか。
片桐委員	はい。
議長	はい、片桐委員。
片桐委員	はい、1 番片桐です。先程柴田委員からありました様に近隣の地権者、地元の水利組合に話しているのかという事でしたけれども、農業委員会で許可を出す以上は、許可の申請書の中に備考欄にでも追記で「必ず許可を取っていただき、工事にかかるように」と付け加えていただく様お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
議長	はい、では事務局からお願いいたします。
事務局	はい、その点につきましては〇〇さんに農業委員会からの結果の通知時にこのよう

	な意見がありました、とお知らせさせていただきたいと思います。
議長	現時点では隣接する方々の許可というのはまだ出てないという事ですか。
事務局	今回活用する場所が道路と山林に挟まれておりますので、隣接する農地はないのですが、水利の部分で下流の方達に影響が出ないかどうかという点は、周辺の方達からの理解もいただく必要があります。
議長	そうですね。水利組合もですが下流の方々の許可も得なければならないですね。
柴田代理	本来であれば緊急ですが会議を開いて説明しないとならないのではないのでしょうか。その辺が有耶無耶になっているようです。池を作る事自体知らない人もいないのでしょうか。
議長	下流の方々にもきちんと説明会を開くのが一番良いですね。後々何か問題が出てきては大変なので、県の許可を得るためにもそこはしっかり解決しておかないといけませんね。
細谷委員	はい。
議長	細谷委員。
細谷委員	はい、6番細谷です。この池で使った水はまた水路の戻るのでしょうか。
事務局	はい、また元の水路に戻す方向です。
細谷委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	まずこの案件は地区への説明会を先に開催する事としましょう。ただ地区の説明会を緊急で開くのはとても大変な事なので県への申請を一か月伸ばすのはいかがでしょうか。 (賛成の声) それではこの案件については保留と致します。 それでは次に議案第20号金山町農地利用集積計画（令和5年度4号）の決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では資料1頁にお戻りください。議案第20号金山町農地利用集積計画（令

	和 5 年度 4 号) の決定についてです。 (資料を読み上げ、議案第 20 号について説明)
水野補佐	以上の計画につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤促進法の第 19 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。 続きまして、別資料にて〇〇・△△地区の集積計画について水野補佐より説明をお願いします。 はい、只今ご紹介いただきました金山町産業課の水野と申します。では私の方から説明いたします。 (〇〇・△△地区の集積計画について説明) 以上でございます。
議長	はい、それでは 1 番の案件について担当委員からの補足説明をお願いいたします。正野委員お願いいたします。
正野委員	4 番正野です。議案第 20 号の補足説明をさせていただきます。〇〇の△△さんから離農の要望がありまして、会長を通しまして◎◎さんへ相談がありました。親戚である事と、〇〇地区内の集積にもなるという事であります。一反分の金額ですが水利費もかかるという事でこのような金額になっております。周辺の農地に関しても何ら問題はないものと思われまます。以上です。
議長	それでは今の 1 番の案件についてご質問ご意見ございませんか。
片桐委員	はい。
議長	はい、片桐委員。
片桐委員	はい、1 番片桐です。〇〇地区内でこれだけ単価が低いというのは驚いたのですが、これが前例となり他にも影響が出てくるのではないのかなと懸念があります。まして、山間部になると値段が下がってきってしまうのではないかなという気がしております。
議長	はい、これについては水利費が新田という事で□□土地改良区で一反部 1 万 6 千円くらいかかりその負担が大きいので、売買自体もなかなか進みづらい場所という事もあり、それが理由でこの単価になっている状況であります。旧田とは売買価格が違うと思いますので、その辺をご理解して頂けたらと思います。

片桐委員	分かりました。
議長	その他ございませんか。 (なしの声) ない様ですので決を採らせていただきます。1 番の案件に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) ありがとうございました。全員賛成により可決いたしました。 それでは 2 番の案件については関係者がおりますので●●推進委員は退席をお願いします。 (●●推進委員、退席) それでは 2 番の案件について細谷委員より補足説明をお願いいたします。
細谷委員	はい、6 番細谷です。 〇〇さんは□□地区内で耕作面積を拡大する計画がありますので、△△地区にあります田を同地区で耕作している〇〇さんに譲り渡し、農地の集約と作業の効率化を図るものであり問題ないと思われます。
議長	それでは、只今の説明についてご質問ご意見ございませんか。
片桐委員	はい。
議長	はい、片桐委員。
片桐委員	はい、1 番片桐です。〇〇さんの農地が道路を挟んで上の方にまだ残っている様ですが、地元の●●さんが購入するという予定みたいですがその話はどうなっているのでしょうか。
事務局	はい、今片桐委員より指摘がありました 2 筆ですが、●●さんとの売買を今進めている状態であります。ただ、中間管理を通した売買をされるという事で、このまま予定通りに進みますと、まずは栗田さんがセンターに売る案件を出さしていただき、センターに所有権が移った後に〇〇さんがセンターから買うというかたちになります。

片桐委員 議長	おそらく来年度に入ってから案件になると思います。 はい、分かりました。 はい、その他にございませんか。 (なしの声) ない様ですので、決を採らせていただきます。只今の案件ついて賛成の方、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) ありがとうございました。全員賛成により可決いたしました。 次に 3 番の案件について皆様からご意見ご質問ございませんか。 (なしの声) ない様ですので、決を採らせていただきます。3 番の案件ついて賛成の方、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) ありがとうございました。全員賛成により可決いたしました。 次に 4～5 番について関連がありますのでまとめてご質問ご意見ございませんか。 (なしの声) ない様ですので、決を採らせていただきます。4～5 番の案件ついて賛成の方、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) ありがとうございました。全員賛成により可決いたしました。 それでは水野補佐から先程説明がありました、〇〇・△△地区の案件についてご意見ご質問ございませんか。
-----------------------	---

今井推進委員	はい、推進委員の今井です。先程集積が 8～9 割程という説明がありましたが 100% ではないのですか。全員の協力があつた訳ではないのでしょうか。
水野補佐	はい、只今、今井推進委員から質問あつた件についてご説明いたします。集積に關しまして全員賛成はしている所なのですが、今回の集積協力金に関しては、相続が済んでいなかったりなどがありまして、残りの分は相続などが整っていない様な方です。それが大体 16 ヘクタールくらいです。賛成が得られてないのではなく、書類が整えられていない状態の農地に関しては今回中間管理に貸し付けしていない状態になっています。今後準備が整った時点で農業委員会からの許可を得て貸付をしていくという意向があります。以上です。
議長	よろしいでしょうか。相続がなっていないと貸付出来ないという事ですか。
水野補佐	いえ、相続をされていない状態で貸付も可能ですが、添付書類等が複雑になってしまふので相続が終わってからの貸付としております。
議長	皆様からその他にございませんか。只今の案件について賛成される方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) ありがとうございました。全員賛成により可決されました。 続きまして、議案第 21 号特定農用地利用認定に係る意見について事務局の説明をお願いします。
水野補佐	先程の案件と関連しておりますので私の方から説明いたします。 (資料を読み上げ、議案第 21 号について説明) 以上です。 はい、今の説明について、金山農業委員会として意見書を添付するという事ですが、皆様からご意見質問ございませんか。
今井推進員	はい、よろしいでしょうか。
議長	はい、どうぞ。
今井推進員	推進委員の今井です。最初のページの農地利用の構想の転作においてはそば、ニラ

	を中心に極力集団化して作付けすると記載されていますがと、そば、ニラと具体的に上げた方が良いのですか。
水野補佐	こちらは他の地区の利用規定なども参考にして、中心的な物を書き意思表示をしている形です。特にニラは実績があるので載せました。毎年検討会もありますので、他の公高収益作物も検討している状態です。まずはこの様に乗せている状態です。
今井推進委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
細谷委員	はい。
議長	はい、細谷委員。
細谷委員	はい、6番細谷です。集積目標面積とありますが、先程登記がまだ済んで居ないなどありましたが、現在3条で契約をしている地区外の方は除いているのですか。
水野補佐	契約している地区外の方も全て入っております。
細谷委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
柴田委員	はい。
議長	はい、柴田委員。
柴田委員	田んぼと畑がありますが、基本的に田んぼに整備するのですか。畑に最適な場所は最初から畑として整備するべきではないでしょうか。
水野補佐	はい、その予定です。日当たりが悪かったり、水利の関係で田んぼがなかなか難しい場所を畑として利用していく方向です。その他の場所は、今までやってきたとおりの転作で畑にしたり、5年の水張りに対応していきます。
柴田委員	分かりました。
議長	今出ました意見を農業委員会としての意見書として提示することとします。よろしいでしょうか。

事務局	続きまして報告に入ります。農地法第 18 条 6 項の合意解約について事務局から説明をお願いします。 はい、では資料の 4 頁をご覧ください。 (資料を読み上げ報告) 報告については以上です。 他に皆様からなければ、総会を閉会致します。ありがとうございました。 議 長 青柳 栄一 議事録署名委員 長倉 直人 議事録署名委員 正野 広
-----	---